

金融機関の秩序ある処理の枠組みの整備に伴う「取引参加者規程」等の一部改正について

平成26年3月5日
株式会社名古屋証券取引所

I. 改正趣旨

今回の改正は、預金保険法が一部改正され、危機に瀕した破綻取引参加者の重要な市場取引等を、特定承継金融機関等（預金保険機構の子会社）が速やかに承継する新たな枠組みが整備されることから、当取引所においても、特定承継金融機関等に対し取引資格の付与を機動的に行えるよう、取引参加者規程等において所要の整備を行うものです。

II. 改正概要

1. 取引資格の審査について

- ・ 特定承継金融機関等に係る取引資格取得については、審査を要しないものとします。

2. 取引資格の取得手続きの履行について

- ・ 特定承継金融機関等については、参加金の納入を要しないものとします。
- ・ 特定承継金融機関等については、取引資格取得申請書に添付する書類のうち、当取引所が適当と認めるものについては省略することができることとします。

3. その他

その他所要の改正を行います。

(備 考)

・ 取引参加者規程第46条の2

・ 取引参加者規程第46条の3

・ 取引参加者規程施行規則第2条第4項

III. 施行日

- ・ 平成26年3月6日から施行します。従いまして、改正付則中「当取引所が定める日」は「平成26年3月6日」といたします。

以 上